



空港機能強化やめろ！ 芝山廃村化を許すな！
深夜に航空機を飛ばすな！ 第3滑走路阻止！

3・28芝山現地闘争へ！



成田空港の機能強化策の受け入れ策動を弾劾し、芝山町役場までデモ行進(2018年3月4日)

私たちは3月28日、空港機能強化反対を訴える集会とデモを行います。新型コロナウイルスの感染爆発によって機能強化の前提である「右肩上がりの航空需要」が夢物語に過ぎなかったことが暴かれました。航空バブルははじけ、世界中で航空会社、空港の倒産が始まっています。膨大な自然を破壊して住民を追い出し、芝山町の大部分を騒音地獄へと叩き込む機能強化はまったく必要ありません。

ところが、国も空港会社（NAA）もあくまで機能強化を進めようとしています。相川勝重芝山町長は住民に機能強化反対の声を上げさせないために集会場の貸し出しを拒否するという暴挙を行っています（2面参照）。絶対に許すことはできません。

3・28芝山現地闘争に集まり、「静かな空を取り戻そう！」「第3滑走路はいらない！」の声を上げ、国・NAA・相川町長に突きつけましょう。

成田空港の機能強化反対！

3・28芝山現地闘争

3月28日（日）午後1時 成田市天神峰の市東孝雄さん宅中庭集合
集会後、芝山町中心部に移動しデモ行進

相川町長の集会妨害を許さない！ 申入書・審査請求書を提出

私たちが申し込んでいた芝山文化センターの使用申請について、芝山町は2月22日、理由ならざる理由で却下してきました。これはどうでもい納得できるものではありません。

3月10日、再度芝山町役場におもむき、却下の理由を具体的に明らかにするよう申し入れました。(写真右)

また、行政不服審査法にもとづき、使用承諾申請却下の処分取り消しを求める審査請求を行いました。



◎申し入れ書

私たちが申請した芝山文化センターの使用承諾申請について、相川勝重芝山町長名での却下通知を2月22日に役場で受け取りました。そこには、却下する理由として以下のように書かれていました。

芝山文化センターの設置及び管理に関する条例第5条第2項第3号「文化センターの管理運営上支障がある」の条項に適用すると認められるとし、それに該当する理由を、「成田空港をめぐるこれまでの経緯に鑑み、貴団体（三里塚芝山連合空港反対同盟）が本行事（名称：機能強化反対集会、内容：機能強化についての学習）を行うことにより文化センターの管理運営に不安が生じる」としています。（丸カッコ内は使用申請に記載している文言）

私たちは、上記の理由で芝山町の集会場の貸し出しを却下することは、憲法で定められた「思想・良心の自由（19条）」「集会・結社の自由（21条）」、地方自治法244条（住民が公の施設を利用することを拒んではならない／不当な差別的取扱いをしてはならない）を踏みにじるものであると考えます。地方自治体が行事内容を理由に公の施設の利用を拒否することはあってはならないことです。隣町の成田市においては、私たちの主催で機能強化反対を呼びかける集会を何度も開催しています。なぜ芝山町では機能強化反対の集会を開くことができないのでしょうか。ましてや、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大を契機に航空需要は激減し、航空業界の大再編が始まっています。今、機能強化について改めてその必要性の有無を問うことは、地元住民にとって当然の権利であり要求です。

以下の点について具体的に明らかにするよう申し入れます。

1. 「成田空港をめぐるこれまでの経緯」とは一体いかなるものなのか具体的に明らかにされたい。
2. 「文化センターの管理運営に不安が生じる」とは一体どのような不安が生じるのか具体的に明らかにされたい。
3. 過去に「文化センター管理運営上に不安が生じ」たために「管理運営上の支障がある」と認められた事例があったのか。具体的に明らかにされたい。
4. どのような「管理運営上の支障」を想定しているのか。具体的に明らかにされたい。

国交省「国際線1便100人以下 一週間で3400人まで」と要請

国土交通省は3月5日から日本に就航する国際線について、国内の航空会社には1週間あたりの旅客数を3400人まで、海外の航空会社には1便当たり100人までに抑えるよう要請しています。宿泊させるためのホテルの客室がひっ迫しているとの厚生労働省の報告があったからです。

そのため、日本航空は仏、英、独発、日本着の国際線の新規予約を3月末まで停止しました。全日空もすべての日本着の国際線を3月8～21日までの新規予約を停止しました。

3月12日には、国が監視を続ける新型コロナウイルス変異株について、これまでの3種類（イギリス、ブラジル、南アフリカ）とは異なる新たなタイプの変

異株が成田空港の検疫で確認されました。感染力の増強やワクチンの効果を弱める可能性があるとしています。

赤羽国土交通大臣は12日、水際対策として「当面の間、日本人と再入国者を含め入国者の総数を1日およそ2000人に抑制する」と発表しました。

ただちに、東京五輪も機能強化も中止すべきです。このような状況で東京五輪の開催を強行すれば、日本における感染爆発のリスクは間違いなく高まります。今ですらひっ迫している医療体制は崩壊へと向かいかねません。

東京五輪や機能強化に使うお金があるなら医療体制の拡充や苦境に立つ空港関連で働く労働者の補償に回せと共に声を上げましょう。

最高裁署名にご協力を！

市東さんの農地取り上げ強制執行を阻もう！

成田市天神峰の市東孝雄さんの農地をめぐる裁判が正念場を迎えています。農地取り上げ強制執行を許さない最高裁署名にぜひご協力ください。

成田空港会社は「あらゆる意味で強制的な手段は用いない」と社会的に約束したにもかかわらず戦後最大の農地の強制収用を行おうとしています。3代100年耕し続けてきた農地は市東さんの命とも言うべきもの

です。完全無農薬有機野菜を育て多くの消費者の命と健康を支えている誇りと生きがいを奪うことは何人たりとも許されることではありません。

しかも、航空需要は激減。成田空港そのものの存在意義が問われています。空港の拡張などまったく必要ありません。

最高裁署名を友人・知人に広め、市東さんの農地を守りましょう。

地域住民の声

今号は、茨城県稲敷市の住民から。稲敷市はちょうど飛行機が旋回するポイントで、AとBの両滑走路からの騒音が集中します。共に機能強化反対の声を上げましょう。

◆N A Aは住民の疑問や質問に回答せよ。騒音は我慢の限界だ。

茨城県稲敷市 男性

稲敷市の騒音問題について成田空港会社（N A A）はまったく不誠実な対応をとってきました。

航空機の旋回ポイントであり、騒音に悩まされているにもかかわらず、「交渉権はない」として空港公団（現N A A）に切り捨てられ、情報すらろくに開示されないままでした。

B滑走路ができてからは、A・B両方からの騒音は2倍となり町に降り注いでいます。それでも何の対策

や情報もないままでした。

今回の機能強化策ではB滑走路の茨城県側への1千延伸が提案され、稲敷市でも第一種騒音区域が設定されるということから、住民が要求すれば説明会を開かざるをえないことになりました。

ようやく開かれた説明会では、「N A Aの株はすべて国が持っている。国が決定した案件だから住民は口をはさむな」と暗に述べるなど、横柄（おうへい）な態度に終始していました。さらに質問も制限し、出た質問にもちゃんと答えませんでした。その後もN A Aが出しているデータに疑問があるので、問いただしても回答がありません。

現在、明らかに住居、学校、グラウンドなどの公共施設の上を低い高度で旋回し、急上昇しているのが見えます。もし落下物があつたら人の命を奪うことになりかねません。ところがN A Aも市の職員も騒音・落下物の問題を何ら重大問題だとは考えていないようです。

3月28日の集会には参加できなくて申し訳ありませんが、稲敷市から応援しています。

担保保証金カンパにご協力をお願いします

昨年12月、東京高裁は市東さんの農地取り上げ強制執行を認め、執行停止決定を取り消しました。そのため、市東さんは上告すると同時に、執行停止の申し立てを新たに起こしました。千葉地裁は100万円の担保保証金を条件に3月31日までは強制執行を停止するという決定を出しました。最高裁での停止決定のための担保保証金や裁判費用がさらにかかります。カンパへのご協力をよろしく願いいたします。

カンパ送り先

〈郵便振替〉

00130-0-562987

三里塚芝山連合

空港反対同盟